

○花巻市補助金等交付規則

平成18年1月1日規則第61号

改正

平成28年3月31日規則第33号

花巻市補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、法令及び条例並びにこれらに基づく規則（以下「法令等」という。）に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定その他補助金等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が補助事業者に対して交付する補助金、交付金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないものをいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(補助事業者の責務)

第2条の2 補助事業者は、補助金等が市民の税金その他貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等の規定及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業を行わなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等（第6条第2項において「審査等」という。）を行い、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。この場合においては、当該申請に係る補助事業の遂行が不当に困難とならないようにしなければならない。

3 市長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定までに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

4 市長は、補助金等を交付するに当たって、受益と負担の適正化、市民負担の公平性の確保及び補助金等の交付の目的の達成のために、補助事業者等が市税を完納していること等の必要な要件を定めることができる。

（暴力団等の排除）

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

（1） 補助金等の交付の申請を行った者が花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団等に該当するとき。

（2） 補助事業が暴力団等に利益を付与すると認められるとき、又はそのおそれがあると認められるとき。

（補助金等の交付の条件）

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令等及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1） 補助事業に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2） 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第4条第1項の審査等の結果により補助金等を交付することができないと認めるときは、申請人に対し、補助金等を交付しない旨及びその理由を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに、補助金等交付申請取下書(様式第2号)により、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他の補助金等交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち、補助金等によって賄われる部分以外の

部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

3 第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった次に掲げる経費に対しては、補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により生じた賠償金の支払に要する経費

4 第6条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件並びに市長がこの規則に基づいてする指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告及び調査)

第9条の2 市長は、必要に応じて、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告させ、又は担当職員に実地調査をさせることができる。

(補助事業遂行の指示)

第10条 市長は、補助事業者が補助事業を補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行していないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の変更等)

第11条 補助金等の交付決定通知を受けた補助事業者は、第5条第1項第1号及び第2号に掲げる変更又は同項第3号に掲げる中止若しくは廃止をしようとするときは、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、補助金等の交付の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 第4条から第6条までの規定は、前項の場合について準用する。

(補助金等の交付)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助金等交付請求（精算）書（様式第4号）に次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 実績報告書
- (2) 収支決算書又はこれに準ずる書類
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類を受理した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに補助金等を交付する。

3 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第1項各号に掲げる添付書類の一部を省略させることができる。

（交付の特例）

第12条の2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等概算払（前金払）請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（是正のための指示）

第13条 市長は、第12条第1項の規定による書類を受理した場合において、補助事業が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合するよう措置することを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による指示に従い措置を行った場合には、その結果を市長に報告しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第5条第1項に規定する条件又は同条第2項の規定に基づき付した条件に違反したとき。
- (2) 補助事業者が第10条又は前条第1項の規定による指示に違反したとき。
- (3) 補助事業者が補助金等を他の用途に使用したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(5) 第4条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、補助金等の交付があった後においても適用があるものとする。

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定により取り消した場合について準用する。

(補助金等の返還)

第15条 市長は、補助金等の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(延滞金)

第16条 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

3 前項の申請は、申請の内容を記載した書面に、当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及びその補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第17条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(3) その他市長が特に必要があると認めて指定するもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に命ずることができる。

(帳簿及び書類等の備付け)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、書類等を整備し、これらの書類等を当該補助事業等が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(様式の特例)

第20条 市長は、この規則に定める様式により難い事情があると認めるときは、別に定めるところにより、これを変更することができる。

(補助金等の交付手続の特例)

第21条 市長は、この規則に定める手続により交付することが適当でないと認められる補助金等については、別に定めるところにより、この規則に定める手続（交付すべき書類及び收受すべき書類を含む。）を統合することができる。

(補則)

第22条 この規則で定めるもののほか、交付すべき補助金等の名称、目的、交付対象、交付の事務又は事業の内容及びその額又は補助率等については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の花巻市補助金交付規則（昭和33年花巻市規則第4号）、大迫町補助金交付規則（昭和34年大迫町規則第2号）、石鳥谷町補助金交付規則（昭和35年石鳥谷町規則第2号）又は東和町補助金交付規則（昭和36年東和町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に制定された規則その他の規程であって、この規則の規定に適

合していないものについては、その改正時等に併せ、随時、適合を図るものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 11 条関係）

様式第 4 号（第 12 条関係）

様式第 5 号（第 12 条の 2 関係）